

租税特別措置法第40条第7項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書
〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第14項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が解散（合併による解散及び公益信託の受託者である法人の合併以外の解散を除きます。）する場合に、残余財産の分配又は引渡しにより当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）について、次に掲げる移転等をしようとする場合において、同条第7項の規定の適用を受けるときに使用します。

- ・ 他の公益法人等（措置法第40条第1項第1号に掲げる者に限ります。）への移転
- ・ 類似の公益事務をその目的とする公益信託（当該公益信託の受託者が措置法第40条第1項第2号に掲げる者であるものに限ります。）への信託財産とするための拠出

この表において、上記の他の公益法人等及び公益信託の受託者を「解散引継法人等」といいます。

《記載要領》

- 1 「提出先」欄には、受贈法人等の主たる事務所の所在地を所轄する税務署名を記載してください。
- 2 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。
- 3 「解散引継法人等に移転等をしようとする財産等の寄附者」には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。
- 4 「承認を受けた財産の明細」には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 5 「解散引継法人等」には、残余財産の分配又は引渡しにより財産等の移転等を受ける解散引継法人等の主たる事務所の所在地（解散引継法人等が個人である場合は、当該解散引継法人等の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、「住所又は所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。また、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、解散引継法人等が公益信託の受託者である場合に記載してください（当該公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄の記載は不要です。）。
- 6 「解散引継法人等に移転等をしようとする財産等の明細」には、残余財産の分配又は引渡しにより移転等をしようとする財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 7 「その他参考事項」は、その他参考となる事項や移転等をしようとする財産等をやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「解散引継法人等に移転等をしようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 解散引継法人等に移転等をしようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 3 解散引継法人等の登記事項証明書等（解散引継法人等が法人である場合）
- 4 解散引継法人等が措置法第40条第7項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 5 解散引継法人等に移転等をしようとする財産等をやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等